移転先21	高齢者福祉課
①法令上の根拠	<ul><li>・番号法第9条第1項及び別表(100の項)</li><li>・別表省令第50条</li></ul>
②移転先における用途	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の 徴収に関する事務であって主務省令で定めた用途
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	・被保険者又はその属する世帯のすべての世帯員 ・旧措置入所者又はその属する世帯の世帯主及び世帯員
⑥移転方法	[ 〇 ] 庁内連携システム [ ] 専用線
	[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙
	[ ]その他 ( )
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度、週に1回以上、月に1回以上
移転先22	障がい福祉課、印旛支所市民サービス課、本埜支所市民サービス課
①法令上の根拠	<ul><li>・番号法第9条第1項及び別表(117の項)</li><li>・別表省令第60条</li></ul>
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めた用途
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢>
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	支給決定障害者等及びその世帯に属する配偶者
⑥移転方法	[ 〇 ] 庁内連携システム [ ] 専用線
	[ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[ ] フラッシュメモリ [ ]紙
	[ ]その他 ( )
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度

移転先23	保育課
①法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表(127の項) ・別表省令第68条
②移転先における用途	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付の支給若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めた用途
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [ 1万人未満 ] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	支給認定子どもの世帯
⑥移転方法	[〇]庁内連携システム [ ]専用線
	[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙
	[ ]その他 ( )
⑦時期•頻度	照会を受けたら都度
移転先24	国保年金課
移転先24 ①法令上の根拠	国保年金課 ・番号法第9条第1項及び別表(128の項) ・別表省令第68条の2
	<ul><li>番号法第9条第1項及び別表(128の項)</li></ul>
①法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表(128の項) ・別表省令第68条の2 年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成二十四年法律第百二号)による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めた用途 住民税関係情報
①法令上の根拠 ②移転先における用途	・番号法第9条第1項及び別表(128の項) ・別表省令第68条の2  年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成二十四年法律第百二号)による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めた用途  住民税関係情報  <選択肢> 1) 1万人未満
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる	・番号法第9条第1項及び別表(128の項) ・別表省令第68条の2  年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成二十四年法律第百二号)による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めた用途 住民税関係情報    (選択肢> 1) 1万人未満
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる	・番号法第9条第1項及び別表(128の項) ・別表省令第68条の2  年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成二十四年法律第百二号)による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めた用途  住民税関係情報    (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる 本人の数 ⑤移転する情報の対象となる 本人の数	・番号法第9条第1項及び別表(128の項) ・別表省令第68条の2  年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成二十四年法律第百二号)による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めた用途 住民税関係情報   (選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上 日本年金機構により選定された該当者
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる	・番号法第9条第1項及び別表(128の項) ・別表省令第68条の2  年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成二十四年法律第百二号)による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めた用途  住民税関係情報  【選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上  日本年金機構により選定された該当者  【 ○ 】庁内連携システム  【 ]専用線
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる 本人の数 ⑤移転する情報の対象となる 本人の数	・番号法第9条第1項及び別表(128の項) ・別表省令第68条の2  年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成二十四年法律第百二号)による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めた用途 住民税関係情報  【